

生野区役所発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	生野区役所庁舎昇降機設備修繕	その他	日本オーチス・エレベータ株式会社	2,430,120	令和6年7月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
2	生野区未利用地(鶴橋一丁目)活用にかかる不動産再鑑定業務委託(概算契約)	その他	株式会社谷澤総合鑑定所	1,106,600	令和6年8月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-

No. 1

随意契約理由書

1 案件名称

生野区役所庁舎昇降機設備修繕

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ（株）

3 随意契約理由

本修繕は、昇降機設備を安全に支障なく使用するために、機能維持に必要な修繕を行うものである。

本設備は、日本オーチス・エレベータ（株）が設計製作および据付を行ったものであり、生野区役所において保守点検業務を担っている。同社部品は他社製品との互換性がないため、同社が保有する部品及び専門の知識・技術が不可欠であり、機能維持は製作会社にしかできない。

また、同一業者以外に修繕させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた際の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上のことから、本修繕を実施できるのは、日本オーチス・エレベータ（株）のみであり、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市生野区役所企画総務課（電話番号 06-6715-9625）

随意契約理由書

1 案件名称

生野区未利用地(鶴橋一丁目)活用にかかる不動産再鑑定業務委託(概算契約)

2 契約の相手方

株式会社谷澤総合鑑定所

3 随意契約理由

不動産鑑定評価については、対象不動産の所在する地域への精通性が求められるほか、対象案件に適した専門的知識や経験など高度な専門的職能を発揮することが必要とされる。また、不動産鑑定における委託金額については、中央用地対策連絡協議会で定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」により、鑑定評価の対象となる不動産の類型によって決定されるものであり、本業務の性質上、競争入札に適さないものである。

なお、本来であれば、当区業務において不動産鑑定を実施する案件が少ないことから、契約管財局の不動産鑑定業者登録名簿から一定の選定基準に見合った複数の不動産鑑定業者を選定し、その中から抽選により選定すべきところであるが、当該鑑定評価対象用地は、令和5年3月にすでに不動産鑑定評価を行っており、当該用地の詳細な情報はもとより、鑑定評価に必要な周辺の土地の取引事例等も熟知している前回評価鑑定実施事業者に依頼することにより、上記報酬基準より廉価で実施することが可能との回答を得ているところである。

上記のことより地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により特名随意契約を行う

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市生野区役所企画総務課(電話番号 06-6715-9009)